

意見書案第12号

公職の者における外国人秘書の採用の禁止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年6月14日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	月本琢也
	〃	三宅隆介
	〃	吉沢章子
	〃	飯田満
	〃	三浦恵美

公職の者における外国人秘書の採用の禁止を求める意見書

衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職（以下「公職」という。）に就く者については、スケジュール管理、政策立案の補佐、陳情対応等、自らの政治活動を補佐する者として秘書を雇用することが多い。

中でも国会議員については、国会法第132条で議員1人につき3人まで公設秘書を特別職国家公務員として雇用することが認められているほか、自費で任意に雇用することができる私設秘書を雇用していることも多いが、公設私設を問わず、国会議事堂や議員会館等の通行証を与えられることもあるなど、国家機密や公開前の各種情報に触れる場面は多く、重要な情報に触れる機会が多い点では、地方公共団体の議会の議員等の秘書についても同様の状況である。

現状、私設秘書については、公設秘書のように国籍条項が整備されていないことから、外国人も採用することが可能であるため、その者を介して国や地方自治体に関わる重要情報が漏えいすることや公職の者に外国勢力が影響力を行使することなどが懸念され、実際、外国人の元国会議員秘書が逮捕された事件では、当該秘書が外国の諜報活動に関わっていた疑惑が取り沙汰されたところである。

憲法第14条の法の下での平等や第22条の職業選択の自由については、外国人であっても尊重されるべき性質のものであるが、国家公務員は、日本国籍を有しない者が採用試験を受験することができず、地方公務員も、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置は合法と判示されている以上、上記公務員と同様に重要な情報に触れる機会の多い公職の者の秘書への外国人採用についても、規制がされるべきことは言うまでもない。

よって、国におかれては、公職の者の秘書の採用に当たっては、公設秘書だけではなく、私設秘書についても、外国人の採用を禁止する法整備を進めるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長 宛て

内閣総理大臣

総務大臣